

令和5年 第4回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和5年4月27日(木) 午後2時～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

石田委員、村岡委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 令和5年度三朝町教育委員会事務局関係会計年度任用職員の配置について
- (3) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について
- (4) 令和4年度準要保護児童生徒の認定について
- (5) 令和5年度準要保護児童生徒の認定について
- (6) 社会教育課事業について
- (7) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第23号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 議案第24号 三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について
- 議案第25号 三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について
- 議案第26号 三朝町人権教育推進員の任命について
- 議案第27号 令和5年度小中学校主任及び主事の任命について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について
- (2) 鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の三朝町教育委員会が選出する採択協議会委員について
- (3) 令和4年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

7 その他

- (1) 東伯地区教育委員会連絡協議会総会・合同研修会について

8 閉 会

次回 定例会 令和5年5月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【4月】			
4月3日	(月) 9:00-	年度始め式	
4月4日	(火) 15:45-	三朝小中学校転入教職員等着任式	
4月7日	(水) 13:00-	校長会	
4月10日	(月)	小学校始業式	
	～14日	ふれあい運動	
4月11日	(火)	中学校始業式	
		小中学校入学式(午前:小学校、午後:中学校)	
4月17日	(月) 11:00-	鳥取県町村教育長会、東伯郡教育長会	白兔会館
	14:00-	県市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月18日	(火)	全国学力・学習状況調査	
4月20日	(木) 14:00-	第3回いじめ問題調査委員会	
4月21日	(金)	中学校PTA総会	
4月24日	(月)	小学校PTA総会	
4月25日	(火) 10:00-	中部スクラム教育連絡協議会	
	～26日	春の区長会	
4月26日	(水) ～27日	小学校6年修学旅行	広島
4月27日	(木) 13:30-	教育委員会定例会	
4月28日	(金)	三朝町4月臨時議会、総務教育常任委員会	
【5月】			
5月8日	(月) ～9日	とっとり学力・学習状況調査	
5月9日	(火) 9:00-	合同園長・校長会、校長会	
	17:30-	第2回教育行政評価委員会	
	～12日	中学校2年トライワーク	
5月10日	(水) ～12日	中学校3年修学旅行	東京
5月11日	(木) ～12日	中学校1年三徳山登山	
5月15日	(月) ～16日	全国町村教育長会	東京
5月20日	(土)	小学校運動会	
5月22日	(月) 17:30-	第3回教育行政評価委員会	予定
5月24日	(水) 10:00-	鳥取県租税教育推進協議会	東部庁舎
5月31日	(水) 13:30-	第4回いじめ問題調査委員会	

- ・小学校5年船上山宿泊学習、中学校県総体予選 6月1日～2日
- ・小学校プール開き 6月5日

報告事項(3)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令 （区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 （委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（13） 略

報告事項(4)

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和4年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(5)

令和5年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和5年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(6)

【社会教育課】 令和5年4月～5月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 7日	金	15:00	小中合同学校運営協議会	文化ホール	
4月11日	火	18:30	スポーツ推進委員定例会(総会)	役場	
4月13日	木	19:00	町スポーツ少年団総会	役場	
4月15日	土	9:00	みささ青空体験塾(開塾式・ミニ運動会)	文化ホール 牧桜つつみ	R5登録数41名
4月16日	日	9:30	町スポーツ少年団結団式	スポセン	
4月19日	水	19:00	町体育協会総会	文化ホール	
4月20日	木	9:00	神倉「湯」地点発掘調査	神倉区	山本義孝氏来町 ～4/22まで
4月22日	土	9:00	三徳山山護運動(岡大留学生関係)	三徳山	
4月23日	日		中部スポーツ少年団野球交流大会		
		終日	三徳山御幸行列	三徳山・ 三朝温泉街	R5は大回り 6年振りの開催
4月26日	水	13:30	鳥取県人権推進協議会総会	倉吉市	

5月 3日 -4日	水 木		ジンショ(三朝区陣所保存会)	三朝区	
5月 4日	木	9:00	三徳山山護運動(岡大留学生関係)	三徳山	
5月 7日	日	9:00	神倉「湯」地点発掘調査	神倉区	山本義孝氏来町 ～5/9まで
5月 9日	火	13:30	町ねんりんピック実行委員会設立総会	役場	
		19:00	スポーツ推進委員定例会	役場	
5月13日	土		中部地区スポーツ少年団交流大会 (軟式野球、バスケットボール)	中部地区	東伯郡予選会
5月14日	日	10:00	東伯郡スポーツ推進連絡協議会総会	北栄町	
5月17日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市	
5月21日	日	9:00	みささ魅力発見バスツアー (鳥取短期大学生・看護大学生)	三徳山	
5月27日	土	9:00	みささ青空体験塾(田植え体験)	小河内区	
		9:30	環境整備ボランティア活動	三徳山	4/24～参加募集中
5月31日	水	10:00	三朝大学(開校式・行政講座)	文化ホール	三朝町の地域おこし協力隊について

▶日本遺産ウィークについて(別紙チラシのとおり)

▶三朝大学:別紙のとおり(全8回を計画)

年間講座スケジュール(予定)

第1回講座 5月31日(水)

『～行政講座～

三朝町の地域おこし協力隊について』

時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大ホール

講師 三朝町地域おこし協力隊 伊藤博文氏、森田柁氏

平成21年から始まった
「地域おこし協力隊」制度。
本町には2名の地域おこし
協力隊が活躍しています。

同制度の概要、本町隊員の
活動内容について学びます。



第3回講座 7月25日(火)

『～お出かけ講座～ 県内の企業見学』

時間 8時30分～16時(予定)

場所 鳥取市方面(マイクロバス運行)

個人ではなかなか行くことが
出来ない県内の工場や企業を
訪問、見学し鳥取県の産業を
学びます。



第5回講座 9月22日(金)

『～中部地区高校生と交流～

倉吉総合産業高校「くらそうサロン」』

時間 13時30分～15時

場所 町総合文化ホール 大会議室

講師 倉吉総合産業高校ビジネス科

現在、中部地区の高校生が地域で
活躍しています。

倉吉総合産業高校が実施している
高齢者との交流事業「くらそうサロ
ン」を体験し、高校生の地域に対す
る思いを聞きます。



第7回講座 11月21日(火)

『～三朝町を知る②～幻の三朝温泉鉄道計画』

時間 10時～11時30分

場所 エキパル倉吉 多目的ホール(マイクロバス運行)

講師 鳥取県立公文書館 石田敏紀 氏

かつて三朝町に鉄道を敷く計画が
あったことを御存じですか？

幻に終わったこの鉄道計画はどの
ようなものだったのか、また何故実現
しなかったのか等、あまり知られていない歴史を学びます。



第2回講座 6月20日(火)

『よく分かる 三朝町の日本遺産』

共催 日本遺産三徳山三朝温泉を守る会

時間 10時～11時30分(少雨決行)

場所 ブランナールみささ

講師 三朝町観光交流課

平成27年に日本遺産認定第1号と
なった「三徳山」と「三朝温泉」。

改めて「日本遺産」とはどのような制度
なのか、日本遺産の町として三朝町が
取り組んでいる施策等を学びます。



第4回講座 8月22日(火)

『～鳥取看護・短期大学学生と学ぶ～

スマホの使い方講座』

時間 10時～11時30分

場所 鳥取看護・短期大学(マイクロバス運行)

講師 ソフトバンク(株)、鳥取看護・短期大学生

スマホをどのように活用したらよいのか
分からない、スマホに買い替えることに不安。
そのような悩みを鳥取看護・短期大学生と
一緒に学びます。



第6回講座 10月23日(月)

『～三朝町を知る①～

三朝町の文化・風俗にまつわる歴史』

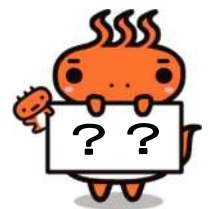
時間 10時～11時30分

場所 三朝町総合文化ホール 大会議室

講師 三朝町教育委員会教育長(予定)

広大な面積を有する三朝町。町民でも、
町内の各地域について知らないことも多
いはず。

「三朝町とはどのような町なのか」、
「どのような文化や歴史があるのか」
を改めて学びます。



第8回講座 12月20日(水)

『「わたしの未来ノート」を考えよう』

時間 10時～11時30分

場所 町総合文化ホール 大会議室

講師 三朝町包括支援センター

「これまでの人生を振り返り、これからの
人生の指針を明確にする」「もしもの事があっ
た時に自分にとって大切な人に伝えておきたい
こと」等を自筆で書き記す『わたしの未来ノート』。
これからの人生を充実して過ごす一助になれば幸いです。



西暦	月
2023	5

みささ図書館月間スケジュール

5月

	行 事	備 考
1日(月)	休館日	
2日(火)		
3日(水)	休館日：祝日(憲法記念日)	
4日(木)	休館日：祝日(みどりの日)	
5日(金)	休館日：祝日(こどもの日)	
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	休館日	
9日(火)	移動図書館 三朝中トライワーク(～12日(金)まで)	なの花 支援センター・三喜苑
10日(水)	移動図書館	西田醇さん 典世さん 夫妻 淡彩画・ 絵手紙展 示
11日(木)	移動図書館	バイオリン美術館 三朝・レスポワール・西学童(読み聞かせ) 相互貸借集配(県立図書館)
12日(金)	移動図書館	竹田公・加谷・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
13日(土)	みささ英語村	賀茂保育園 仁の里・みのり・太郎田・小河内
14日(日)		文化ホール
15日(月)	休館日	
16日(火)		
17日(水)	移動図書館	竹田保・上西谷・JA竹田 片柴(三徳センター) (予定)三朝中学校 図書委員 選書
18日(木)	移動図書館	こども園・神倉・山田(温泉病院) 2歳児健診(読み聞かせ・配本) (予定)三朝中学校 配本
19日(金)	中部地区図書館・県立図書館懇親会	
20日(土)	10:00～12:00 SDGsリメイク教室(1回目 全3回)	図書館2F会議室
21日(日)	AM10:30～ おはなし会	館内絵本じゅうたんコーナー
22日(月)	休館日	
23日(火)	移動図書館	下西谷・田代
24日(水)		西学童(読み聞かせ) 相互貸借集配(県立図書館)
25日(木)	休館日(最終木曜日) 職員打合せ会・県立図書館協力貸出本選書	
26日(金)		
27日(土)	SDGsリメイク教室 (2回目 10:00～12:00) みささ英語村(14:00～16:00)	図書館2F会議室 文化ホール
28日(日)		
29日(月)	休館日	
30日(火)		ブックスタート(5～7か月健診)
31日(水)		

《5月の特集・イベント》

(展示) 西田醇さん、典世さんご夫妻 淡彩画・絵手紙作品展(4/18～5/24)

(展示) ごみゼロの日(5/30)リサイクル作品展(5/26～6/9)

(絵本) 春の特集(3/4～)

子ども読書週間キャンペーン(推奨本展示)

母の日、父の日特集(4/18～)

(一般) 本屋大賞受賞 歴代作品展(3/5～)

作家 大江健三郎氏追悼コーナー(3/17～)

★SDGsリメイク教室 全3回(5/20・5/27・6/3)

★おはなし会(読み聞かせボランティア協力) 毎月第3日曜日10:30～ 約20分間程度

《4月の実績》

(展示) 世界自閉症啓発デー(4月2日)パネル展示(3/31～4/16)…46冊展示(貸出冊数延べ15冊)

(絵本) 入園・入学特集(3/4～4/16)…50冊展示(貸出冊数延べ35冊)

(特設) ヨシタケシンスケ展応援展示(3/5～4/26)… 冊展示(貸出冊数延べ 冊)

★読み聞かせボランティア顔合わせ会(4/18)…5名

議案第 23 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町立三朝小学校新築工事（プール棟））

次のとおり工事請負契約の締結についての議決の一部変更をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 5 年 4 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙資料のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

別紙（議案第23号関係）

議案第39号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町立三朝小学校新築工事（プール棟））

次のとおり三朝町立三朝小学校新築工事（プール棟）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和4年9月29日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年4月28日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 4 契約金額中「163,900,000円」を「165,756,800円」に改める。
- 5 工事完成期限中「令和5年5月31日」を「令和5年6月30日」に改める。

議案第 24 号

三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正について

次のとおり三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 4 月 27 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【改正の理由】

当初、想定されていた学校関係者中心の検討委員会から、学識経験者及び地域住民（保護者、スポーツ団体）が参画する委員構成となることから、報償費及び旅費を支給する規定に改める。

【改正の概要】

第 6 条を「報酬及び費用弁償」から「報償費及び旅費」とし、委員には予算の定めるところにより報償費及び旅費を支給することに改めるほか所要の改正を行うもの。

【施行期日】

令和 5 年 5 月 1 日

三朝町教育委員会訓令第3号

三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱（令和5年三朝町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報償費及び旅費) 第6条 委員には、 <u>予算の定めるところにより、報償費及び旅費を支給する。</u>	(報酬及び費用弁償) 第6条 委員の報酬の支給及び費用弁償は、 <u>支給しない。</u>
(庶務) 第8条 検討委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局</u> において処理する。	(庶務) 第8条 検討委員会の庶務は、 <u>教育委員会教育総務課</u> において処理する。

附 則

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

議案第 25 号

三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町部活動地域移行検討委員会委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 三朝町部活動地域移行検討委員会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

別紙（議案第 25 号関係）

1 三朝町部活動地域移行検討委員会委員名簿

分野	組織・団体等	役職等	氏 名
学識経験者		元県立学校校長	加藤 幸
学校代表	三朝小学校	校長	中川 弘通
	三朝中学校	教頭	尾崎 徹
保護者代表	三朝小学校	三朝小 P T A	竹部由樹子
	三朝中学校	三朝中 P T A	牧田 大介
部活動担当教諭	三朝中学校		杉本 一彦
地域スポーツ団体	町スポーツ少年団		有間 拡紀
	町体育協会		藤原 彰二
	町スポーツ推進委員		吉田 治

2 任 期

令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで

議案第 26 号

三朝町人権教育推進員の任命について

次のとおり三朝町人権教育推進員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 氏 名 栗原 靖弘（ くりはら やすひろ ）

2 任 期 令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町人権教育推進員設置規則

（目的）

第 1 条 この規則は、基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町づくりを推進するため、人権教育推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任命及び任期）

第 2 条 推進員は、三朝町教育委員会が任命する。

2 推進員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 27 号

令和 5 年度小中学校主任及び主事の任命について

次のとおり令和 5 年度小中学校主任及び主事を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

別紙（議案第 27 号関係）

令和 5 年度小・中学校主任及び主事の任命

学校名 主任等		三朝小学校	三朝中学校
教 務 主 任		丸岡 美穂	濱田 香織
学 年 主 任	第 1 学年	名越 佐知子	背戸 由貴子
	第 2 学年	澁谷 雄志	山根 彰仁
	第 3 学年	眞山 貴彰	小松 亜希恵
	第 4 学年	川本 隆之	
	第 5 学年	谷口 以津美	
	第 6 学年	江本 大希	
保 健 体 育 主 事		川本 隆之	菊地 愛香
人 権 教 育 主 任		川上 慎治	梅津 浩治
生徒指導主事又は主任		眞山 貴彰	小松 亜希恵
進 路 指 導 主 事			山本 靖
司 書 教 諭		丸岡 美穂	山根 彰仁
防 火 管 理 者		中川 弘通	尾崎 徹
衛 生 推 進 者		小谷 渉	尾崎 徹
特 別 支 援 教 育 主 任		桑本 あけみ	藤原 奈緒美

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。

協議事項(2)

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の三朝町教育委員会が選出する
採択協議会委員について

令和6年度から使用する小学校教科用図書を採択するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定により、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町の各市町村教育委員会が、鳥取県中部地区教科用図書採択協議会を開催する。

本協議会の開催にあたり、下記のとおり三朝町教育委員会が選出する採択協議会委員について協議する。

記

- 1 選出する委員 教育長 西田 寛司

《参考》

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会規約

（委員）

第5条 前条に規定する委員は、中部地区内の各市町教育委員会から1人ずつ選出された者及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の鳥取県中部地区市町教育委員会教育長会に委嘱された者によるものとする。

（1）各市町教育委員会の所管に属する小学校又は中学校（以下「関係市町公立小中学校」という。）の校長 2人

（2）関係市町公立小中学校に就学している児童又は生徒の保護者 2人

協議事項(3)

令和4年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、本委員会の評価を実施する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。